

青森県市町村総合事務組合規約 新旧対照表

改正案	現行																
<p>第一条～第十四条 略</p> <p>別表第一 略</p> <p>別表第二（第三条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">共同処理する事務</th> <th style="width: 50%;">組合市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～九 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td> <p>十 市町村税の滞納整理に関する次の事務</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金、<u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金</u>並びに国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務</p> <p>□ 略</p> <p>ハ 略</p> </td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十一 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	組合市町村等	一～九 略	略	<p>十 市町村税の滞納整理に関する次の事務</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金、<u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金</u>並びに国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務</p> <p>□ 略</p> <p>ハ 略</p>	略	十一 略	略	<p>第一条～第十四条 略</p> <p>別表第一 略</p> <p>別表第二（第三条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">共同処理する事務</th> <th style="width: 50%;">組合市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一～九 略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td> <p>十 市町村税の滞納整理に関する次の事務</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____並びに国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務</p> <p>□ 略</p> <p>ハ 略</p> </td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>十一 略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	共同処理する事務	組合市町村等	一～九 略	略	<p>十 市町村税の滞納整理に関する次の事務</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____並びに国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務</p> <p>□ 略</p> <p>ハ 略</p>	略	十一 略	略
共同処理する事務	組合市町村等																
一～九 略	略																
<p>十 市町村税の滞納整理に関する次の事務</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金、<u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金</u>並びに国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務</p> <p>□ 略</p> <p>ハ 略</p>	略																
十一 略	略																
共同処理する事務	組合市町村等																
一～九 略	略																
<p>十 市町村税の滞納整理に関する次の事務</p> <p>イ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____並びに国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号）第七十六条に規定する保険料及び第七十九条第三項に規定する延滞金につき、督促状で指定する期限内に納付又は納入しない者に対する滞納処分の実施に関する事務</p> <p>□ 略</p> <p>ハ 略</p>	略																
十一 略	略																